

平成27年 4月28日  
京都市建設局土木管理部土木管理課  
(担当： 222-3568)

ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託に関する  
受託事業者の公募について  
(プロポーザル説明書)

「ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム」構築業務委託に関する受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

### 1 委託業務の目的

本市が維持管理する道路や河川、公園のいわゆる公共土木施設は、市民生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、市内8土木事務所並びに2公園管理事務所が日常パトロールや、市民からの電話による市民通報により、日々の維持管理に努めている。

しかしながら、その対象は膨大であり、迅速かつ的確な維持管理を行っていくためには、行政の力だけではなく、市民自らが公共土木施設の維持管理の担い手でもあるという意識を持ってもらい、長年に渡り受け継がれてきた本市の強みである市民力、地域力を最大限活かした、市民との協働による維持管理体制を構築する必要がある。

このような背景において、本業務では、市民協働による新たな維持管理を進めるために本市が策定する今後5年間の「(仮称)市民協働で進める維持管理行動計画」が継続的、効果的でより実効性の高いものとするよう基礎調査や支援等を行うとともに、市民協働を進める一つの手段として、普及が進むスマートフォン等から道路等の損傷箇所を写真や位置情報を用いて投稿できるアプリケーションを開発し、ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システムを構築するものである。

### 2 委託業務の内容

(1) 件名

ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託

(2) 委託期間

契約日の翌日から平成28年3月15日まで

(3) 委託内容

別紙1「ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託に関するプロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

### 3 契約上限額

約19,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

#### 4 プロポーザルの参加資格

応募者は下記(1)～(3)または(3)～(7)の資格要件を満たしていなければならない。

- (1) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (2) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争資格者名簿に登録されている者とする。
- (3) プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）による情報セキュリティに関する資格を有していること。
- (4) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないものでないこと。
- (6) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第3号から第5号に該当する者でないこと。
- (8) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は、事業者側で定めた代表幹事業者、及び分担事業者が、上記(1)(2)又は(4)～(7)を満たしており、代表幹事業者と分担事業者のいずれかが(3)条件を満たしているものとする。

#### 5 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、別紙2「ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託に関するプロポーザル企画提案書作成要領」に示す資料を持参して提出すること。（提出先は、後記「11 問合せ及び提出先」のとおり）

##### (1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、次のとおり交付する。ただし、交付する資料の一部には、機密として取り扱う情報を含むため、「ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム」構築業務委託に関する受託事業者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱い等について（誓約書）（様式1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）、管理責任者の記名等及び押印のうえ、持参すること。

ア 交付期間：平成27年4月28日（火）から5月12日（火）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所：後記「11 問合せ及び提出先」に同じ

ウ 交付書類

- (ア) 業務受託候補者選定に係る実施要領
  - (イ) プロポーザル説明書（本書）
  - (ウ) 業務委託仕様書（別紙１）
  - (エ) ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託に関するプロポーザル企画提案書等作成要領（別紙２）
  - (オ) 提案内容評価要領（別紙３）
  - (カ) 提案内容評価表（別紙４）
  - (キ) 誓約書（様式１）
  - (ク) 参加表明書（様式２）
  - (ケ) 会社概要（様式３）
  - (コ) 企画提案書記載事項確認書（様式４）
  - (サ) 業務の実施方針（様式４－１，４－２），技術的提案（様式４－３）
  - (シ) 見積書（様式５）
  - (ス) 経費内訳書（様式６）
  - (セ) ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託に係る協定書（様式７）
- (2) 提出資料

別紙２「ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託に関するプロポーザル企画提案書作成要領」に基づき，次の書類を提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 誓約書（様式１）
- (イ) 参加表明書（様式２）
- (ウ) 会社概要（様式３）
- (エ) 企画提案書（様式は任意）
- (オ) 企画提案書記載事項確認書（様式４）
- (カ) 業務の実施方針（様式４－１）（様式４－２），技術的提案（様式４－３）
- (キ) 見積書（様式５）
- (ク) 経費内訳書（様式６）

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は，ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託に係る協定書（様式７）を併せて提出すること。

イ 提出部数

別紙２「ICTを活用した市民協働による公共土木施設の維持管理システム構築業務委託に関するプロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

ウ 提出期限

平成２７年５月２６日（火）午後５時必着

(3) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる提出資料

提出書類が，次の事項の一つに該当するものは，失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法と異なるもの
- (イ) 指定された方法以外の表現手法が用いられているもの
- (ウ) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (オ) 提出書類に虚偽の記載が行われているもの
- (カ) 別紙3「提案内容評価要領」において、失格と規定するもの

#### ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は全て返却しない。
- (カ) 京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、提出資料を申請者に公開する。ただし、第7条第2項に該当する場合を除く。
- (キ) 資料の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがある。
- (ク) 資料の提出後、本市の判断で提出書類について説明を求めることがある。
- (ケ) 技術者は、その変更合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き、受託候補者選定期間中及び本業務履行期間中、提出書類に記載された技術者を変更できない。

## 6 本件に対する質問期限及び回答

- (1) 本プロポーザルについての問い合わせは、原則として書面（様式自由）により、**平成27年5月12日（火）午後5時**（市役所閉庁日を除く。）までに行ってください。問い合わせについては、持参、郵送、FAXのいずれかの手段を利用し、郵送、FAXの場合には、着信確認を行うこと。
- (2) 問い合わせに対する回答は、上記問い合わせ期限の翌日から起算して概ね5日（市役所閉庁日を除く。）以内に、京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページにて公開する。  
監理検査課 HP (<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>)

## 7 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

- (1) 実施時期  
平成27年6月4日（木）  
（時間は未定である。実施時期は変更することもあるため、詳細は別途通知する。）
- (2) 実施場所  
別途通知する。（京都市役所内の会議室を予定。）

(3) 注意事項等

ア 参加人数は5名以内とする。

イ プレゼンテーションの実施時間は30分以内とし、企画提案の説明時間は20分程度、本市からの質問及びその回答時間は10分程度とする。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

エ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。

オ プレゼンテーションで必要となる場合、パソコン等は提案者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンを本市で用意することを希望する場合は、提出書類提出時に申し出ること。

なお、プレゼンテーションにおいて使用できる資料は、業務の実施方針（様式4-1）（様式4-2）、技術的提案（様式4-3）及びその補助資料とする。

## 8 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

## 9 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

「受託候補者選定部会」にて受託候補者の選定に係る審査を行い、「京都市建設局技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）」にて受託候補者及び次点候補者をそれぞれ1名選定します。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、通知を発送した日から5日間（市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。))以内に書面で、京都市建設局建設企画部監理検査課まで提出すること。提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。（様式は自由。）

ウ 本市は、説明の求めがあった場合は、書面を受領した日から10日間（市役所閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

(3) 受託者の決定

提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議を行い、再度、仕様書の内容を定めたうえで、後日価格交渉を行い、仕様等契約内容について合意した場合に契約を締結する。

なお、受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意できなかった場合は、契約を締結せず、次点候補者と同様の手続きを行う。

## 10 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の見積り提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

(2)ア提出書類の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ再度、仕様書の内容を定め決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約日の翌日から平成28年3月15日までとする。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

イ 提出書類に記載された、システムの保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

ウ 受託者が、システムの保守等に関する契約について、提出書類に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) 瑕疵担保責任

ア 本市は、成果物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者による瑕疵の修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ ア及びイは、契約目的物の瑕疵が支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ ア、イ及びウによる瑕疵の修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

## 1 1 問合せ先及び提出先

### 【手続等に関する問い合わせ先及び書類交付場所，提出書類提出先】

京都市建設局建設企画部監理検査課（進行管理担当：上嶋，大原）

電話 075-222-3548 FAX 075-213-0149

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

### 【業務内容に関する問合せ先】

京都市建設局土木管理部土木管理課（計画調整担当：藤井，林）

電話 075-222-3568 FAX 075-212-3092

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地